

## 新潟県幹線交通活性化プロジェクト応援事業 Q & A集

### Q どのような企業・団体が参加できますか？

A 新潟県内に所在する企業・団体で、幹線交通の利用促進に取り組む意思のあるところであれば、業種や規模を問わずご参加いただけます。

事業所単位での参加も可能ですので、ぜひご参加ください。

なお、個人事業主については、届出総数が51社を超えた場合の評価基準である「一人あたりの利用回数」で計算する場合に個人事業主が著しく有利となり、企業間の公平性を大きく損なうおそれがあることなどから対象外としておりますので、ご了承ください。

### Q 公的団体も奨励金の対象となりますか。

A 公的団体については、組織の性質上、奨励金の支給対象外としています。

ただし、幹線交通の利用促進には、公的団体の皆様による公共交通の積極的な利用が重要です。ぜひ本事業にご参加いただき、利用拡大にご協力ください。

奨励金の支給	対象事業者（例）
対象	・株式会社、合同会社、有限会社 ・医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人など
対象外	・国、市町村 ・地方独立行政法人、地方公共団体の外郭団体 ・公益社団法人、公益財団法人（公共性が高い団体） ・商工会議所、商工会（特別認可法人）

### Q 奨励金の受領を辞退する場合でも参加できますか。

A 参加可能です。

「第1号様式（参加届出書）」の余白に辞退する旨を記載してください。

なお、奨励金の受領を辞退する場合は実績報告書の提出は不要となります。

### Q 「行動宣言」とは何ですか。どのように取り組めばいいですか。

A 「行動宣言」とは、幹線交通の利用促進に向けて、交通費の支給対象とするこ

とや、出張時に幹線交通を積極的に利用することなどの方針を、届出書にて宣言していただくものです。

行動宣言後は、従業員や職員に対して、出張などで幹線交通を可能な限り利用していただけるよう周知をお願いします。

**Q 参加にあたって費用はかかりますか。**

A 参加にかかる費用はありません。

ただし、幹線交通の利用に伴う経費（交通費、PRを行う場合の宣伝費等）は各企業・団体でご負担いただきます。

**Q 実績報告書の報告はいつまでですか。**

A 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの利用状況を、令和8年3月10日までに「第2号様式（実績報告書）」にてご報告ください。提出は電子メールでお願いします。

提出先：新潟県交通政策局交通政策課地域交通班

ngt170060@pref.niigata.lg.jp

**Q 奨励金の支払は、いつ頃になりますか。**

A 奨励金は年度内に支払いが行えるよう、必要な手続きを進めてまいります。

**Q 奨励金の対象外である場合でも、実績報告書の提出は必要ですか。**

A 奨励金の対象外の場合は、実績報告書の提出は不要です。

ただし、個別に取組内容などを確認する場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いします。

**Q 奨励金を受け取った後も、取組を継続する必要はありますか。**

A 本事業を契機として、自家用車から公共交通への利用の切り替えを促し、公共交通への利用を後押しすることを目指しています。そのため、奨励金を受け取った後も幹線交通の利用を継続していただくようお願いします。

なお、奨励金受領後も、県庁ホームページでの企業・団体のPRは継続して行います。

**Q 県からの取材への対応や、取組内容の発信は必要ですか。**

A 幹線交通の利用促進に向けた取組を広く PR するため、県からの取材の依頼があった場合は協力をお願いします。

また、取組内容の発信は、他の企業・団体への参考にもなり、地域全体における幹線交通の利用促進につながる重要な要素ですので、可能な範囲でのご対応をお願いします。

**Q 奨励金の対象となる利用回数は、どのように数えますか。**

A 幹線交通の片道利用を 1 回としてカウント します。

実績報告書には、別紙「幹線交通利用証明書」を添付し、利用状況をご記入ください。